

1. 巻頭寄稿文: 水産資源管理の潮流 — 権利を付与する方式による漁業 —

(東田啓作 : 関西学院大学)

マグロがもう食べられなくなるという話を毎年の様に聞きますが、水産資源の枯渇化問題には日本人が大きな責任を負っているように思います。今回のニュースレターでは、関西学院大学の東田先生に水産資源管理の潮流について紹介頂くこととしました。

水産資源は、再生可能資源である。漁業者が過剰漁獲を抑制することができれば、持続的に利用し続けることが可能である。しかし、適切な資源管理が行われないオープンアクセスの状態では、過剰漁獲が起きてしまう。国連食糧農業機関によれば、海面および内水面漁業の世界の漁獲量は、1950年には約1600万トンであったが2011年には9000万トンに増加している。これは資源ストックの増加によるものではなく、技術進歩と漁船数の増加による漁獲能力の増大によるものである可能性が高い。事実、FAO (2012)によれば、地球全体の漁獲対象魚種のうち30%程度が資源枯渇もしくは過剰漁獲の状態にある。過剰漁獲は過剰投資や過剰参入による場合が多いことから漁業の経済効率性の観点からも資源管理・漁業管理はその重要性を増している。

資源管理の代表的なものとしては、投入管理（操業日数制限、操業時間制限など）、技術管理（網目規制、漁具規制など）、産出管理（数量制限など）などが挙げられる。これらの管理手法は単体では漁業者に誤ったインセンティブを与えてしまう場合が多い。例えば、操業時間制限を行うと、より早く漁場に到着できるための馬力の大きなエンジンの開発が進ん

目次

1. 巻頭寄稿文: 水産資源管理の潮流 — 権利を付与する方式による漁業 —

2. 【お知らせ】

- (1) 環境経済・政策学会学会賞候補者の公募
- (2) 環境経済・政策学会 2014年大会について

3. 【研究短信】

- (1) 海外の大学・研究機関事情: カナダ・マギル大学
- (2) 研究動向: 2nd Conference of East Asian Environmental History (EAEH 2013) 報告

4. 【新刊紹介】

だり、船の規模が大きくなったりする。また、総漁獲可能量制限 (Total Allowable Catch: TAC) が過剰投資と早採り競争を生み出すことはよく知られている。

資源管理の様々な仕組みが意図されたとおりに機能するためには、利用する権利の制度設計が重要な鍵を握っている。Hannesson (2004, Ch1) に述べられているとおり、過去数百年 (あるいは数千年) にわたって、我々の社会は様々な所有権を確立してきた。一般的に資源はその希少性が高まるにつれて私的な所有権が社会制度の中に確立される。所有権の確立によって、利潤動機に基づく効率的な資源利用が実現され得る。少なくとも、オープンアクセスの状態に比べると、その可能性は高くなる。しかし、水産

資源については一般的にまだ私的な所有権は確立されていない。日本においても海（公有水面）は、土地と異なり私的な所有権が設定されることのない国有財産である。また、水産資源は漁獲されるまでは無主物である。

しかし水産資源の希少性の高まりとともに、「利用する権利」を付与する方式による資源管理は、いくつかの国や地域で実施されている。また、歴史的に利用権に類似する慣習が確立されてきた国や地域も存在する。ここでは、譲渡可能な個別漁獲割当（Individual Transferable Quotas: ITQ）と区画利用権漁業（Territorial Used Rights Fisheries: TURF）を見ていこう。

ITQの仕組みは以下のとおりである。特定の海域、あるいは漁業者のグループに対して(a) TACを設定し、(b) 個々の漁業者に利用権を配分し、(c) 漁業者間でその権利の取引を可能にする。利用権の配分は、数量ベースの場合とシェアベースの場合とがある。TACは各年の資源ストックに依存して変動するため、シェアベースのほうがシステムの運営はスムーズである。排出量取引をイメージしてもらえば分かりやすいと思うが、この仕組みは漁獲総量を制限することによって漁業の持続可能性を高め、また割当取引によって経済効率性を高める。一方で、少数の漁業者に割当が集中し寡占度が高まること、これによって伝統的な小規模漁業者が退出せざるをえなくなることなどから、制度導入への反対は根強い。反対するステークホルダーが多い場合には、制度が意図されたとおりに機能しない場合がある。実際、ITQは他の資源管理手法と比べるとその成果は良いものであるが、Hannesson (2004) のサーベイにあるように導入した国・地域すべてで成功しているわけではない。

権利の確立という点においてITQよりも「緩やか」な利用権制度がTURFである。Willen et al. (2012) で詳しく述べられているが、これは特定の海域において漁業を営む権利を特定の漁業者もしくは漁業者のグループに与える方式である。通常は、権利を付与

された漁業者（グループ）自身による自主的資源管理の仕組み、およびそれをサポートする政府・自治体による政策と合わせた制度のことを指す場合が多い。日本の沿岸漁業で導入されている共同漁業権（関係地区に住む漁民が一定の漁場を共同に利用して漁業を営む権利）もTURFの一種と考えられる。適切な資源管理の仕組みが漁業者間で合意できれば、漁業の持続可能性が高まる。また、グループではあるものの権利が付与される仕組みであるため、オープンアクセスと比較して効率的な漁業へのインセンティブも高まると考えられる。もちろん、漁業者による資源管理が適切でなかったり、政府の政策が間違ったインセンティブを与えたりする場合には、この仕組みは機能しない。

漁業の効率性は、対象とする魚種、自然条件、漁業者の特性、その地域の慣習に影響を受ける。このため、持続可能性と経済効率性を高める適切な資源管理手法は、地域によって異なる。また、漁業者による合意のうえで導入することで、効果は高まる。ITQのようなタイプの権利制度が機能する海域・漁業者グループもあれば、TURFのようなタイプの権利制度が機能する海域・漁業者グループもある。さらには、それらの権利制度とパッケージで用いられるべき資源管理手法も地域ごとに異なる。それぞれの地域に応じたテイラーメイドの資源管理手法を構築する必要があり、そのためには、資源管理の効果と漁業者行動に関するさらなるデータ収集と分析が必要とされている。

【参考文献】

FAO (2012), The State of World Fisheries and Aquaculture 2012, The Food and Agricultural Organization of the United Nations.

Hannesson, Rögnvaldur (2004). The Privatization of the Oceans, The MIT Press.

Willen, James E., Jose P. Cancino, and Hirotsugu Uchida (2012), The economics of territorial use rights fisheries, or TURFs, Review of Environmental Economics and Policy 6(2), pp.237-257.

2. 【お知らせ】

(1) 環境経済・政策学会学会賞候補者の公募 (大沼あゆみ、環境経済・政策学会会長)

例年どおり、今年度も学会賞候補者の推薦を募集いたします。会員の皆様におかれましては、幅広く推薦をよろしく申し上げます。締め切りは3月末です。

なお、昨年度までと比べて今年度は特に以下の2つの変更がありますので、ご留意ください。

- ・ 論壇賞の新設：一般社会への問題提起や普及啓発の面での功績を称える賞です。

- ・ 奨励賞は自薦可能：昨年度まですべての賞において他薦のみとしていましたが、奨励賞のみ自薦も認められるようになりました。

詳しくは学会 HP をご覧ください。

(1) 学会賞の対象と資格

学術賞：環境経済・政策分野の優れた論文あるいは著書に対する賞。

奨励賞：原則として若手による、環境経済・政策分野の奨励に値する論文あるいは著書に対する賞。学術賞受賞者は対象としない。

論壇賞：一般社会への積極的な問題提起や普及啓発の面で大きな貢献が認められる単行本、小冊子、総合雑誌等における著作を対象とした賞。

特別賞：環境経済・政策分野に顕著な貢献のあった者に対する賞。

なお、学術賞、奨励賞の対象となるのは、過去3年間、すなわち平成23年1月1日から平成25年12月31日までに出版・公表されたものに限定される。論壇賞は、過去1年間、すなわち平成25年中に出版された著作を選考対象とする。特別賞については、期間の限定は行わない。

(2) 応募方法

応募は他薦としますが、奨励賞のみ自薦も可とします。推薦者は本学会の会員でなければなりません。

学会ウェブサイトに掲示する指定の推薦書に所定事項を記入し、当該論文または著書とともに、学会賞選考委員会事務局まで送付してください。推薦書は、電子メールの添付ファイルとしてもお送りください。論文または著書は、2部送付してください。論文は、可能ならpdfファイルも提出してください。学術賞か奨励賞のいずれかを特定しないで推薦することも認めます。

応募締め切り 平成26年3月31日(必着)

なお、学術賞と奨励賞に関して、本学会が発行する雑誌『環境経済・政策研究』および Environmental Economics and Policy Studies に掲載された論文は、推薦がなくても選考対象となりますが、推薦も受け付けます。

(3) 問い合わせと送付先

環境経済・政策学会

学会賞選考委員会事務局

亀山康子

独立行政法人国立環境研究所社会環境システム研究センター

〒305-8506 つくば市小野川16-2

tel: 029-850-2430 fax: 029-850-2572

email: ykame@nies.go.jp

付録：

環境経済・政策学会 学会賞規約

(目的)

第1条 環境経済・政策学会の会則第2条に定める目的達成を促進するために、学術賞、特別賞、奨励賞、論壇賞を設ける。

(対象)

第2条 本賞は、原則として本会会員による環境経済・政策分野の優れた業績、あるいは本学会に顕著な貢献があった会員に授与する。

(賞)

第3条 受賞者に対し、賞状および副賞として金一封を贈呈する。

2 学術賞は、優れた論文あるいは著書に対する賞である。毎年2件以内とする。

3 特別賞は、本学会に顕著な貢献のあった会員に対する賞である。

4 奨励賞は、奨励に値する論文あるいは著書に対する賞である。毎年5件以内とする。学術賞受賞者は対象としない。

5 論壇賞は、一般社会への積極的な問題提起や普及啓発の面で大きな貢献が認められる単行本、小冊子、総合雑誌等における著作に対する賞である。原則として毎年1件以内とする。

6 学術賞、奨励賞、論壇賞は、共著の場合、原則として、ファーストオーサーに授与する。

(応募)

第4条 応募は他薦とする。推薦者は本学会の会員でなければならない。

ただし、学術賞と奨励賞に関して、本学会が発行する雑誌『環境経済・政策研究』および *Environmental Economics and Policy Studies* に掲載された論文は、推薦がなくても選考対象とする。

(対象期間)

第5条 学術賞と奨励賞については、12月末までの過去3年間に出版された論文と著書を選考対象とする。論壇賞は、過去1年間に出版された著作を選考対象とする。特別賞については、期間の限定は行わない。

(学会賞等選考委員会)

第6条 受賞者の選考のために、学会賞選考委員会をおく。

2 選考委員は、毎年会長が委嘱する。委員長は会長の指名とする。

同一の会員が連続して委員長に就任できるのは3

年を上限とする。

3 委員会に事務局をおく。

4 選考委員会委員は、自らが被推薦者、または推薦者となっている案件の選考に従事することはできない。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者の決定は学会賞選考委員会が行う。

(受賞者の表彰)

第8条 受賞者の表彰は、毎年大会時、会長が行う。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は、理事会の議決による。

付則

この規約は平成21年6月1日から施行する。

(1) 環境経済・政策学会2014年大会について

(松波淳也:2014年度大会実行委員長,法政大学)

2014年大会は、9月13日・14日(土・日)、法政大学多摩キャンパス経済学部棟にて開催予定です。会場は高尾山を望む緑豊かなキャンパスです。

総会、懇親会は初日に予定しています。懇親会会場は、法政大学多摩キャンパス経済学部棟の経済学部生協食堂を予定しております。皆様のご参加をお待ちしております。

実行委員会:松波淳也(委員長)、永井進、西澤栄一郎、島本美保子、菅幹雄、田中優希、赤石秀之

プログラム委員会:有村俊秀(委員長)、松本茂、吉田謙太郎、大床太郎、堀江哲也、岩田和之、杉野誠、岡川梓、浜本光紹、小島道一、片山東、亀山康子、斎藤崇、井口衡、野田浩二、金子慎治、栗山浩一

3. 【研究短信】

(1) 海外の大学・研究機関事情：マギル大学 (新熊隆嘉：関西大学)

私は、2013年9月から2014年9月までの一年間、関西大学の在外研究制度によりカナダ・モントリオールにあるマギル（McGill）大学で研究しております。モントリオールはケベック州にあるカナダ第2の都市です。マギル大学は毛皮商人であった James McGill の遺産をもとに1821年に設立された大学です。ケベック州の公用語はフランス語ですが、マギル大学ではすべての授業が英語でなされます。

この原稿を執筆している1月22日の気温はマイナス20度と大変に厳しい環境ではありますが、それでも毎日朝9時から夕方6時まで研究室にこもってがんばっております。こちらには15年前からの知り合いである Robert Cairns が客員教授として招いていただきました。ここでは、そんな毎日の中で私が感じていることを紹介させていただきます。

まず、マギル大学の経済学部について簡単に紹介させていただきます。ここには、Chair の John Galbraith 以下30人のスタッフがおります。日本の大学の経済学部と比べるとこじんまりとした印象を持ちます（ちなみに関西大学経済学部は50名）。環境経済学関係のスタッフとしては、Robert Cairns, Ngo Van Long（この人は元々国際経済学で有名な方ですが環境・資源経済学でも有名な方です）、Hassan Benchekroun（ゲームを使って国際協定の枠組みを研究しておられます）がおります。いくつかの得意分野に人的資源を集中させているようです。資源・環境の他では、国際経済・開発経済・マクロ経済あたりを得意とします。このあたりも漫然とすべての分野を網羅しようとする日本の経済学部とは大きく違います。

神戸大学の竹内先生も昨年このコーナーで書かれておりましたが、こちらに来て一番強く感じているのは、やはり競争の厳しさです。欧米の大学と同様に、マギルでもテニュアトラック制度を採用しております。大学院で Ph.D. をとりますと、日本でいう助教や専任講師に相当するポジションのジョブセミ

ナーに応募し、それにパスするとテニュアトラックにのることができます。これは6年のお試し期間で、その後の正規雇用を保証するものではありません。6年の間に正規雇用のための基準が大学ごとにあって、それを5年半経過したあたりで満たしていれば、その後准教授としての正規雇用が決まります。そうでなければ、次のポジションを探さなくてはなりません。マギルでの正規雇用の条件は、“decent journals” に5本以上だそうです。知人の Bob (Robert Cairns) 曰く、マギルでのテニュア獲得の基準はどんどん上がっていて、彼のベストな6年をとっても今のマギルには残れないとのこと。マギルには、カナダ、アメリカからの応募はもちろんのこと、その他の地域からの応募も多く、現役スタッフにはヨーロッパ出身者6人のほか、4人のインド人スタッフがいて、中国人スタッフも2人おります。競争が激しくなるのも納得です。その中で北米にきた日本人研究者がみな思うことを私も感じております。「少しでも良い論文を1本でも多く書いて、できるだけ良いジャーナルに載せたい」と。

さて、こちらでは毎週2回（火曜日のランチセミナーと金曜日の通常のセミナー）はセミナーが開催されており、カナダ国内はもとよりアメリカやヨーロッパ圏からもスピーカーが招かれます。このほか、モントリオールでは、1月から4月にかけて、資源・環境経済学の Winter Workshop が開催され、毎週金曜日の午前中に二人のスピーカーが招かれます。2月7日には上智大学の鷺田先生がご発表でいらっしゃいます。また、私も2月21日にデビューいたします（今からとても緊張しております）。モントリオールにはマギルのほか、UQAM、モントリオール大学、コンコーディア大学もあり、意外にも資源・環境分野の人が多くいるので多くの刺激を受けます。

最後に、研究以外のこちらでの私の生活をご紹介しますと（ほとんど愚痴です）、日々フランス語とフレンチアクセントの英語に翻弄され、英語に大変苦勞しております。何とか状況を変えようと、Meetup という所謂サークルに顔を出して、話し相手を見つ

けておりますが、みなさん移民してこられた方がほとんどなので、きれいな英語を聞くことがまずありません。食事もう辛い。お好み焼きはすでに100枚は焼きました。腕も上達して、こちらの友達もみんなおいしいとは言ってくれますが、5か月で100枚は焼きすぎです。今のところ私のレシピには、お好み焼き、チャーハン、カレー、カレーチャーハン、オイルサーディンとねぎパスタ、昔喫茶店で食べた懐かしのナポリタン（ケチャップにブルドッグソースを混ぜただけ）の6つしかございません。それでもがんばります、ここモントリオールで。フレンチカナディアン万歳。この機会を与えてくれたすべての方々に感謝して。

(2) 研究動向：2nd Conference of East Asian Environmental History (EAEH 2013) 報告

(山梨大学：喜多川進)

環境政策の歴史研究をするようになってから、どの学会に参加してもアウェー気分を感じていた私にとって、いずれの国際会議で報告するかは悩みの種であった。そのなかにあつて、いつの間にか小生にとってよき勉強の場となっているのが EAEH (East Asian Environmental History) である。

EAEH とは AEAEH (Association for East Asian Environmental History) が隔年で開催する会議であり、第2回目にあたる EAEH2013 が、台湾の花蓮市にある国立東華大学にて2014年10月に開催された。

EAEH 2013 は、3つの基調講演、GIS データベースに関する特別セッション、21の平行セッション、ラウンドテーブルにより構成された (<http://www.aeah.org/each2013.htm>)。中国、香港、韓国、日本、フィリピン、ニュージーランド、イギリス、ドイツ、アメリカ合衆国、台湾からの参加があった。日本からの参加者は24人であり、台湾に次ぐ数であった。当然のことながら環境史研究者やその周辺の科学史、医学史等の歴史家が参加者の大半を占めていたが、地理学、林学、政治学、社会学、法学、そして小生のような環境政策研究者も散見さ

れた。なお、小生のような環境政策を歴史的に研究している者も、違和感なく環境史研究者として認識されているようである。これは、歴史学のなかでも比較的新しい分野に属する環境史研究者の柔軟さによるものと思われる。EAEH に限らず環境史系の学会は、歴史に関心のある環境政策研究者に開かれているといえる。

さて、EAEH2011 と EAEH2013 におけるセッションのタイトルには、Land use、Climate History、Environmental Thought、Disaster and Prevention、Water Resource、Health and Disease、Forest といった環境史ならではのものが多いが、Pollution や Environmental Policy (Environmental Policy History) も含まれている。近現代を研究対象とする報告が多い傾向にある。

EAEH2011 には Environmental Policy というセッションがあり、小生はそこで報告したが、EAEH2013 では Environmental Policy History というセッションを企画することになった。これは2010年に設立した環境政策史研究会のメンバーを母体としたものである。我々は環境経済・政策学会では、2011年以来「環境政策史」というセッションを企画しているが、その初の海外遠征といつてよい。本セッションの質疑応答時のみならず、その後の休憩時間・懇親会においても、歴史家の方々から様々なコメントや助言をいただくことができ、大いに勉強になった。

EAEH での報告後に再提出された論文は、査読を通過した場合には Routledge から刊行される EAEH の書籍に収められる。EAEH2011 で報告した拙稿 “Vision and Significance in Environmental Policy History” も、近頃刊行された書籍に収録された (<http://www.routledge.com/books/details/9780415717700/>)。査読者からいただいた鋭いコメントは本当に有り難く、これも貴重な勉強の機会となった。

次回の EAEH2015 は、2015年10月22日から25日にかけて香川大学で開催される。小生も準備委員会のメンバーとしてお手伝いすることになった。近日中に報告論文の募集があるので AEAEH のサイトをご覧ください。ただただ幸いである。

なお、2014年7月に開催される環境史国際会議（2nd World Congress for Environmental History: WCEH）においても、環境政策関連の報告がなされるものと思われる（www.wceh2014.org）。また、同じく7月には第18回世界社会学会議（XVIII ISA World Congress of Sociology）が横浜で開催される（<http://www.isa-sociology.org/congress2014/>）。ISAは社会学の世界最大規模の学会であり、小生も報告した前回のイェーテボリ大会の参加者数は5千人にのぼった。ISAは分野ごとのResearch Committee（RC）に分かれており、環境政策はRC24 Environment and Societyのテーマである。今回はFukushima Sessionも企画されている。他にRC07 Futures Researchや都市政策、経済学、法学分野のRCもあり、参加者は社会学者に限定されず経済・政治・法・地理・歴史学者など多岐にわたる。既に報告申込は終了しているが、非会員でも参加可能である。Ulrich Beck、Arthur Mol、Saskia Sassenらをはじめとする碩学の報告から学ぶ絶好の機会であろう。

4. 【新刊紹介】ここ数カ月以内に出版された学会員の著書・編集本を紹介します。

『責任ある投資 — 資金の流れで未来を変える』

著者：水口剛

出版社：岩波書店

出版年月：2013年4月

概要：本書は、ヨーロッパを中心に広がりを見せる責任ある投資（Responsible Investment）の動向と意義を示し、日本の年金運用にもその考え方を導入すべきことを主張するものである。これまで社会的責任投資（SRI）とは特定の投資家が採用する特殊な投資方法と思われてきたが、今や責任ある投資とはすべての投資家が共有すべき基本原則なのではないか。これが本書の基礎をなす主張である。実際、2006年に国連が公表した責任投資原則（PRI）には、世界各国の1000を超える機関投資家が署名し、その資金総額は30兆ドルを

超えている。特にアメリカのCalPERSやノルウェー政府年金基金など、巨額の資金を擁する公的年金が積極的に関わっており、投資先となる日本企業とも無縁ではない。

本書の意義は、このような責任ある投資の背後にあるロジック、具体的な方法、海外公的年金の実践を支える法制度などについて、幅広くまとめた点にある。さらに、近年、情報開示の分野で注目を集める統合報告についても、情報の利用者である投資家側の変化という視点から論じている。

+++++

編集委員の交代のお知らせ

東京経済大学の野田と申します。このたび、ニュースレター編集委員の一員に加えて頂きました。皆様、どうぞよろしくお願い致します。もともとは水利権制度の国際比較を専門に研究してきましたが、最近では行政公文書を活用しながら、日本の地方公害・環境政策がどのように展開されてきたのか、中央と地方との政策形成のあり様を研究しております。今後とも、どうぞお願い申し上げます。（K.N.）

皆様の投稿をお待ちしています！

環境経済・政策学会ニュースレター 投稿規程（簡易版. 詳しくは学会HPへ）

1. 【投稿資格】環境経済・政策学会員に限ります。
2. 【投稿記事の種類】(1) 提言、(2) 研究短信、(3) 要望、(4) 新刊紹介 の4種類です。
3. 【記事の長さ・書式等】上記(1)～(3)1つの記事は、原則として1500字以内とします。(4) 概要は200字以内です。
4. 【記事の送付】下記の編集委員会宛に、電子メールでの添付ファイルとして送付してください。

問い合わせ及び記事の送付先：

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25 8号館 828

青山学院大学・経済学部・教授 松本茂

e-mail: t71092@aoyamagakuin.jp

編集

環境経済・政策学会ニュースレター編集委員会

松本 茂 (編集委員長)

中野 牧子

野田 浩二

吉田 謙太郎

発行

環境経済・政策学会

(Society for Environmental Economics and Policy Studies)

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 194-502

学協会サポートセンター内 環境経済・政策学会事務局宛

電話 : 045-671-1525 ファックス : 045-671-1935

Eメール : scs@gakkyokai.jp

URL : <http://www.seeps.org>